

釜石市立学校における
教職員の働き方改革プラン
(2023～2025)

令和5年4月
釜石市教育委員会

1 はじめに

全国的に教職員の長時間勤務の実態が明らかになり、社会的な問題としてクローズアップされる状況にあります。

国においては、平成31年1月に中央教育審議会で取りまとめられた「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」の答申を受け、教員の時間外在校時間の上限等に関する指針を示すなど、必要な条件整備を進めているところです。

県教育委員会でも、新たに令和3年度から令和5年度までを取組期間とする「岩手県教職員働き方改革プラン」を策定し、学校における働き方改革に向けた取組を一層推進しています。

新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う「新しい生活様式」による学校生活が求められていること、GIGAスクール構想への対応などが求められていることなど、教職員を取り巻く労働環境も変化しています。

これらのこと踏まえ、当市においても、学校における教職員の働き方改革を推進することは、重要な課題であると捉え、令和5年度から令和7年度までを取組期間とする「釜石市立学校における教職員働き方改革プラン」を策定いたしました。

学校の働き方改革は、教職員の時間外在校時間を削減することが目的ではありません。教職員が心身の健康を維持するためにワーク・ライフ・バランスを確保し、やりがいをもって子どもたちの教育に力を尽くせる環境を整え、子どもたち一人一人に向き合う時間を少しでも多く確保することにあります。

そして、このことが、釜石市の未来を担う大切な子どもたちに、質の高い教育を持続的に提供することにつながるのであり、学校の働き方改革の最終目的であると考えます

2 本プラン策定の趣旨

(1) 本プランの位置づけ

本プランは、釜石市立学校における働き方改革の実現に向けて、「岩手県教職員働き方改革プラン」(令和3年2月 岩手県教育委員会)を参照し、釜石市教育委員会及び釜石市立学校の働き方改革の取組の方向性や目標、具体的な取組を示したものです。

(2) 本プランの目的

本プランにおける具体的な取組の推進を通して、教職員の長時間労働を縮減し、多忙感を軽減することにより、教職員がワーク・ライフ・バランスを確保しながら、当市の教職員が心身の健康を保持し、やりがいをもって職務を遂行できる環境を整え、当市の学校教育の質の向上を図ることを目指します。

3 学校を取り巻く環境変化

(1) 時間外在校等の上限に関する条例・規則の施行

県立学校の教育職員の業務量の適切な管理のための措置等に関する規則(令和2年祝い県教育委員会規則第9号)が令和2年8月1日から施行されました。このことに伴い、当市でも「釜石市立教職員の勤務時間等に関する規則」を一部改正し、教員の時間外在校時間を上限の範囲内とするため、その業務量の適切な管理を行うこと等を内容とする規則が令和2年8月1日に施行され、教員の時間外在校時間の上限等に関し、以下のとおり定められました。

・1箇月について45時間

・1年について360時間

※児童生徒にかかる臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合は、1箇月の超過勤務時間100時間未満、1年間の超過勤務時間720時間(連続する複数月の平均超過時間80時間、かつ、超過勤務45時間超の月は年間6箇月)(「釜石市立教職員の勤務時間等に関する規則」参照のこと)

(2) 当市における令和3年度の時間外在校時間について、月100時間超の教職員の割合は、小学校で0.4%、中学校で13.4%でした。月80時間以上100時間未満の教職員の割合は、小学校で1.0%、中学校で3.1%、月45時間以上80時間未満の教職員の割合は、小学校8.2%、中学校1.6%でした。月別では、4月・3月の年度初め・終わり、6月・10月の学校行事が多く行われる月の時間外在校時間が超過する傾向が見られました。

(3) 新型コロナウイルス感染症への対応

- 新型コロナウイルス感染症感染拡大を受け、学校においても新しい生活様式が求められています。
- 新型コロナウイルス感染症への対応として、部活動の制限や活動停止、行事や各種研修会、会議等の中止、オンライン化等がありました。部活動の停止など結果的に負担軽減になった側面がありましたが、反対に、校内の消毒などの新たな負担が生じた側面もあります。

(4) G I G Aスクール構想の実現に向けた対応

G I G Aスクール構想による児童生徒1人1台端末等の学校におけるICT環境の整備が進められ、多様な子どもたちに個別最適化され、その資質・能力が育成できる教育環境の実現が求められています。

4 本プランの計画期間

2023年(令和5年)4月1日から2026年3月31日(令和7年)までの3年間

5 本プランの目標

(1) 教職員の時間外在校時間の縮減

時間外在校勤務1箇月80時間以上の者を令和5年度から「ゼロ」にします。

(2) 仕事への充実感や健康面での安心感の向上

「授業や授業準備に集中できる」「健康でいきいきと業務を行っている」「業務にやりがいを感じている」等の肯定的実感が高まることを目指します。

6 取組の方向性

- (1) 在校時間の把握と教職員の働き方の意識改革の推進
- (2) 学校を支える人的体制等の整備
- (3) 教職員の業務の見直しと業務改善の推進
- (4) 部活動運営の改善

7 具体的な取組

- (1) 在校時間の把握と教職員の働き方の意識改革の推進

項 目	具 体 的 な 取 組	実施主体	
		教育委員会	学校
①個人ＰＣによる在校時間の把握と意識改革	ア 自らの勤務時間を意識し業務を遂行することにより、長時間勤務の改善を図る意識の醸成に努めます。		○
	イ 管理職は所属教職員の勤務実態を把握し、長時間勤務の改善のための働きかけや指導等を行います。		○
	ウ 教育委員会は教職員の勤務実態を把握し、各校の管理職に長時間勤務の改善に努めるよう助言・指導等を行います。	○	
②定時退校日及び定時退勤時刻の設定	ア 学校ごとに月1回以上、定時退校日を設定します。		○
	イ 学校ごとに退勤目標時刻を設定し、各自が長時間勤務の改善に努める意識の醸成を図ります。		○
③年次有給休暇取得の促進	ア 年間5日以上の年次有給休暇取得を目標とし、特に7月・8月・12月・1月を年次有給休暇取得促進月間として設定します。		○
④学校閉庁日の設定	ア 夏季休業期間中の連続した一定期間を「学校閉庁日」として設定します。	○	
⑤労働安全衛生体制の確立	ア 教職員の定期健康診断及びストレスチェックを実施し、心とからだの健康状況を把握し、健康確保に努めます。	○	
	イ 労働安全衛生委員会を組織し、定期的に委員会を開催し、労働安全衛生の状況について情報交換等を行います。	○	○
	ウ 校長による面談を実施する際は、健康面(既往症、アレルギー等)や働き方に関することについても確認します。		○

(2) 学校を支える人的体制の整備

項目	具体的な取組	実施主体	
		教育委員会	学校
①市教育委員会としての 人的配置の実施と活用	ア 特別支援教育支援員・ALT・ICT支援員の配置により、教職員の支援と教職員の負担軽減を図ります。	○	
	イ スクール・サポート・スタッフの配置等必要な人的配置を国及び県に要望します。	○	
②地域との連携による学 校支援	ア スクールガードによる登下校の見守りなど、地域、家庭、関係機関・団体の協力を得ながら、学校との役割分担を進めます。	○	○
	イ 教職員の負担軽減を含め、学校と地域が協働した学校づくりを行えるよう、コミュニティ・スクールを推進します。	○	○
	ウ 地域学校協働本部事業の実施による地域の学校支援等により、教職員の負担軽減を図ります。	○	○

(3) 教職員の業務の見直しと業務改善の推進

項目	具体的な取組	実施主体	
		教育委員会	学校
①業務の精選と見直し	ア 働き方改革の視点をもちながら、教育活動の精選や見直しを図ります。	○	○
	イ 各種会議や研修等の必要性を検討し、精選や会議時間の短縮などに努めます。	○	○
	ウ 電子メールの活用など文書事務の簡素化に努め、事務処理の迅速化を図ります。	○	○
	エ 外部の団体等からの依頼等については、学校の負担にならないよう要請するとともに、依頼等の精選を図ります。	○	
	オ 教職員の学校給食費の徴収については、学校に依頼していたのを見直します。	○	
②学校のICT化の推進	ア 統合型校務支援システムの効果的な運用を図り、業務の改善と効率化に努めます。	○	○
	イ 会議や研修の内容によって、オンラインでの実施により、参集の負担軽減を図ります。	○	

(4) 部活動運営の改善

項 目	具 体 的 な 取 組	実施主体	
		教育委員会	学校
①市部活動指導ガイドラインによる適切な運営	ア 部活動ガイドラインの周知により、部活動運営への保護者の理解を図ります。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	イ 適切な休養日の設定及び活動時間について、部活動ガイドラインを遵守します。		<input type="radio"/>
②中学校部活動の休日の地域移行の取組	ア 働き方改革の観点を踏まえ、国の動向等を確認しながら、計画的に推進します。	<input type="radio"/>	